

第15回鴨川府民会議 概要

第1 日時 平成23年9月9日（金曜日） 午後1時30分から4時30分まで

第2 場所 京都府公館レセプションホール

第3 出席者

【公募、有識者メンバー】

金田章裕（座長）、川崎雅史（副座長）、池永昇、石川一郎、上田文博、大牟田英子、奥野佳和、久保明彦、金剛育子、菅恒敏、杉江貞昭、高橋恭弘、田中真澄、土居好江、中田昭、中村桂子、新川達郎、西村淳暉、松井恒夫、三谷桂和、山内康正、山本衣子
（座長・副座長以外五十音順）

【行政メンバー】

京都市 川越順二（建設局水と緑環境部河川整備課長）

京都府 中野隆文（京都土木事務所長）

【事務局（京都府）】

伊東尚規（建設交通部技監）、田井中靖久（建設交通部理事）、高野秀雄（建設交通部河川課参事）ほか

【一般傍聴 1名】

【報道機関 1名】

第4 内容

1 開会あいさつ

○田井中（京都府建設交通部理事）

それでは定刻になりましたので、第15回鴨川府民会議を開催させていただきます。本日は皆様、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の進行役を務めさせていただきます京都府建設交通部河川課の田井中でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

開会に当たりまして、京都府建設交通部伊東技監からごあいさつを申し上げます。伊

東技監、よろしくお願い申し上げます。

○伊東（京都府建設交通部技監）

ただいま紹介を受けました、京都府建設交通部技監の伊東でございます。メンバーの皆様におかれましては、大変お忙しい中、今回、第15回の鴨川府民会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、先週末は台風12号がゆっくりした速度で、四国から中国地方に移動し、それから和歌山県、三重県では大きな災害が起きまして、多くの人命が失われることとなりました。京都では幸い、鴨川、高野川を含めまして、洪水とか土石流、そのような大規模な被害はございませんでした。しかしながら、近年、全国各地で局所的な豪雨が多く発生しておりまして、河川災害に見舞われている地域も多数あるようでございます。今後ともハード、ソフトの両面から、しっかりとした河川管理を行っていくことが重要と考えております。

本日の会議では、前々回、また前回と意見交換をしまいいりました橋の下の利活用、これにつきましては、より議論を深めていただくよう、具体的な案を提示させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

また、メンバーの方から議題として提出していただいております、鴨川の生態系保全に係る問題について、これの意見交換につきましても、よろしくお願いをいたしたいと思っております。限られた時間でございますが、活発なご議論をいただくことをお願い申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。本日は本当にご苦労さまです。

○田井中（京都府建設交通部理事）

伊東技監、ありがとうございました。

それでは、本日の出席の行政メンバーをまず紹介いたします。京都府京都土木事務所長の中野隆文でございます。

○中野（京都府京都土木事務所長）

よろしくお願い致します。

○田井中（京都府建設交通部理事）

京都市建設局水と緑環境部河川整備課長の川越順二様でございます。

○川越（京都市建設局水と緑環境部河川整備課長）

川越でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○田井中（京都府建設交通部理事）

なお、本日は土谷義信様が御欠席でございます。また、金剛育子様と新川達郎様につきましては所用で遅れてこられるということでございます。

続いて、京都府の出席者を御紹介いたします。伊東建設交通部技監。

○伊東（京都府建設交通部技監）

改めまして、よろしくお願いいたします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

私、建設交通部理事の田井中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

そのほか関係職員が出席いたしております。

議事に入ります前にお手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。本日の資料といたしましては、「次第」、「出席者名簿」、裏面が配席表になっているものでございます。それと、資料1から資料6までを御用意させていただいておりますとともに、メンバーの方から、野生の生き物は自然のままにという資料を皆様の手元にお配りをさせていただいておりますので、過不足ございましたら、事務局のほうにお教えいただければと思います。大丈夫でございますでしょうか。

会議の途中でも結構でございますので、過不足等ございましたら、事務局にお申し出いただきましたらと思います。

早速議事に入らせていただきますが、議長は座長にさせていただくことになっております。金田先生、進行のほうよろしくお願いいたします。

○金田座長

それでは、第15回の鴨川府民会議を始めさせていただきます。

本日はお手元の次第にありますように、報告事項3件と意見交換をお願いしたい件、3件が準備されております。どうぞよろしくお願いいたします。予定は4時30分までということになっております。前はたまたまうまくいきましたが、必ずしも計画的にうまくいったのではございませんので、努力はいたしますけれども、私はタイムキーピングがどうもうまくないので、ご迷惑をおかけいたしますけれども、どうぞご協力をお願いいたします。

2 報告事項

○金田座長

まず、報告事項から入らせていただきます。報告事項の1番、京の川の恵みを活かす会から、龍門堰仮設魚道溯上調査結果の御報告をいただきます。

(1) 鴨川下流拠点の整備について

○竹野（京都府農林水産部水産課）

会の事務局を補佐しております、農林水産部の水産課のほうから御報告させていただきます。

資料を2枚もので用意をさせていただいております。

まず最初に、1ページ目の写真が5つほど並んでおりますが、京都府の伏見区にあります龍門堰という農業用の取水堰がございます。それが右上の写真でございます。ここではこの堰の高さは大体1.5mぐらいあるんですが、その堰の左側のほうの写真、ちょっと水中の写真が写っておりますが、この下にはアユがたくさん群れているということが、過去の調査でわかっております。しかしながら、1m50cmというかなり高い落差がございますので、ここを上れないものがたくさんいるというふうに考えられます。ちなみに、同じく5枚の写真の下の真ん中のやつですね、ちょっとアユがはねておるところがあると思えますけれども、たくさんこういう形で、見ているとどんどんとはねるんですけれども、なかなか高さを越えることができないというようなことが考えられます。

そういうことで、今回、仮設の魚道をつくって、これは大阪湾から上ってくると考えられる天然アユが主体なんです、それをより上流に上らせることができないだろうかということで、調査を実施いたしました。

調査の目的としましては、試行的にこの堰の一番端っこ、東端に、下のほうの写真になるんですけれども、H鋼と角形の杉材を使いまして、都合3段の堰を設けています。既存のものが1段ありますので、それぞれ大体落差30cmぐらいにして、ここの階段を順番に上って、この堰を越させるというようなことを意図して試験調査を実施いたしました。魚道を設置してから、その設置の効果を検証するというので、実際にこの堰にどれぐらい、いつアユが上るのか。それから、アユ以外にどんな種類の魚が上るのかというようなことを目的として実施しました。

魚道については、5月26日から7月25日まで約2カ月間設置をいたしました。調査については、その5月26日に設置した日から7月16日まで、大体溯上が終わる7月16日まで、途中、大雨による調査の欠測があったんですが、43日間にわたって、調査を延べ72人の方に

ご協力いただいて、調査を実施しております。

その下側の写真の右上にあります、実際に上ったアユが、小さいものと大きいものと書いておりますけれども、サイズがいろんなサイズのアユが上ります。主には、この小さいサイズ、10cm前後のものですね。そういったものがたくさん上っております。これは、鴨川では種苗の放流も、4月の下旬から5月にかけて実施しておりますが、かなり時間がたっておることと、放流している種苗自体もかなり大きなものを放流しておりますので、明らかに放流したものではなくて、天然のものだろうというふうに考えられます。ちなみに、放流したアユの可能性のあるのが下のもので、大体15cmぐらいということでございます。

主には、やはりこのアユがたくさん上りました。アユは一番遊泳力があって、ジャンプ力もある魚ですので、それと海から川へ上ってきて、再びまた海へ帰るといった生活史を持っておりますので、それが確認されたということです。それ以外には、オイカワ、これはハエと呼んでいますが、ハエも7月の中旬ごろにある程度の数が上ることが今回の調査でわかっております。

このような魚道をつくって、アユが上がるということがわかったんですが、その調査の一環、調査だけではなくて、この会の活動として、都合3回、この間、児童館の学童を対象にして見学会なんかも3回ほど実施しております。必ずしもたくさん上がらなかったときもあったんですが、頑張ってアユが上っているところを見て、子供たちも非常に感動を受けたというようなことも聞いております。

それから、1枚めくっていただきまして、効果の検証というところなんですけど、まず大体そしたらどれぐらいのアユが上ったかということの結果を調べました。先ほど43日間調査と言いましたが、1日大体8時間ぐらい、ずっと調査するというわけにはいきませんので、1時間に20分ぐらいずっと調査して、その調査から1日の溯上数を把握しております。これをグラフを見ていただきますと、魚道を設置した直後からもう既に上っております。7月の中旬ぐらいまで上っているんですが、6月の中旬に大きなピークがありました。この日は大体6月7日から10日なんですけど、1日に5000尾近くが上ったということです。これは時間に直すと600匹ぐらい上っているということです。この上っている中の約9割はアユでございました。あと1割については、ちょっと種類までは判別できておりませんが、オイカワの可能性が高いかなと思います。

あと、このときをピークに、毎日毎日上っているわけではなくて、やっぱり何度かピークがあります。これを見てもみますと、大阪湾から上ってくるには大堰という堰があるんですけれども、そこでもアユの調査がされておるんですが、その調査結果と引き比べてみますと、概ね7日間ぐらいのずれで上ってきているというのがわかっております。

この間上りました魚の数を調査した結果、大体2万尾を超える魚類が上っております。約9割がアユということですので、2万尾近い、ないしは調査ができなかった日もありますので、2万尾以上のアユがこの魚道を上ったということがわかったかと思えます。約2万尾というのは、多いか少ないかということがあるんですけども、ちなみに今年鴨川漁協さんが放流された尾数というのは、大体、サイズが大分大きいものを放流されてるので、単純に尾数では比較できませんけれども、それと同じぐらいの量上っているということが考えられます。

ですから、一応今回の調査では、アユが6月の中旬を中心にたくさん上っているということがわかったということと、非常に簡易な魚道をつくることで、よりたくさん上らせることができるということ。それから、アユ以外にも、先ほどちょっと申しましたけれども、オイカワとかいったほかの魚についてもこの魚道を利用しているということがわかったということでございます。

概ね今回の仮設魚道の調査の結果については、以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。大変好ましい結果が出ているようで何よりでございますが、何かご質問ございませんでしょうか。

○中田

中田と申します。私も魚道ができたということを報道で受けまして、それで関心がありました。6月の末2回、それから7月にかけて、私は写真を撮ることを専門にしているものですから、どれぐらいのアユが上って写真が撮れるかということで、魚道のところへ伺いました。それで、見た感じでは、午後の夕方ぐらいに、天気のいいときになりますと、かなりの数が目でもびよんぴよんはねて上がっていく姿が見えて、ちょうど私が行ったときは、ピークから過ぎてますけれども、それでもかなりの数が写真にとることができました。それで、2万匹以上のアユが遡上したと考えられるということで、それで遡上したその後のアユの行方というのが知りたくて、これからの調査に待つことになるかと思えます

けれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○金田座長

はい、お願いします。

○竹野（京都府農林水産部水産課）

分布調査については、現在調査をしております。その結果から、今、分析している途中なんですけど、少なくとも三条から四条大橋ぐらまでのところまでは上ってきているというのが確認されています。ちなみに四条の一つ下に団栗橋という橋があるんですけど、そこには深いたまりがありまして、そこでは漁業者の方が一日に網で100匹ぐらいをとっておられる。これは全部が天然かどうかはありますが、中には確かに明らかに小さくて、天然溯上してきたアユだろうというのがわかっています。さらに今、調査結果をまとめていますが、もう少し上まで上っている、三条ぐらまで上っている可能性があるかと思えます。それはまた機会がありましたら、次回以降ご報告させていただきたいと思っております。

○金田座長

よろしいでしょうか。最終的にはそのうちの恐らく、四条の団栗橋あたりの鮎のうちの二、三匹は最終的に私の胃袋に入ったのが確実にございますが。

○田中

今、中田委員からもありましたけれども、2万匹想定したとして、今、三条、四条の辺までの溯上をおっしゃいましたけれども、そのうちの何割ぐらいが生息して上流に溯上しているのかということもまだ不明だというふうに理解していいんですか。

○竹野（京都府農林水産部水産課）

今、申し上げた結果は定性的なところで、数まではちょっと把握がまだできていません。今、調査データがまとまったら、そのあたりもひょっとしたら出てくるかもしれませんが、今のところ何割が生き残ってここまで四条まで上ってきたかというのは数字がありません。

○田中

ついでに教えてほしいんですが、その2万匹見当のアユが何かに食べられてしまう、あるいは死んでしまうという状況はまだ判明してないんですか。

○竹野（京都府農林水産部水産課）

大量に死亡してるのが目撃されているということはないんですが、当然、捕食、例えば

外来魚ですね、そういったものもおりますし、それから鳥類、カワウも含めて、そういったものもおりますので、実際にこの龍門堰では、この堰の下にカワウが飛んできて、かなりの捕食をしている、ないしはサギが、シラサギ、アオサギ、ゴイサギとかですね、そういったものがアユらしきものを食べているというのは確認されていますので、その可能性は十分あると考えられます。

○田中

鴨川的環境からいえば、そういう天敵もたくさんいるという問題は残されているわけなんですけど、もう一つ、多分、竹門さんを中心とした調査班からの報告だと思うんですが、ここには仮設の魚道と書いてあるんですが、これから仮設じゃなくて、本当の魚道への方向性というのは今ももう既に検討しておられるんでしょうか。

○竹野（京都府農林水産部水産課）

魚道そのものも、今回初めてやりましたので、いろいろ他県の事例を参照にして、しておるんですが、この形のものが果たして実際にいいのかどうか。実際に上っているということが事実なんですけども、実は大雨が設置直後にきまして、一番下の段は損壊してしまい、上るのは上ったんですけど、大きいものは上るんですが、小さいものはなかなか苦労して上っているという実態もありますので、もう少し魚道自体の構造も改良する余地があるだろうというふうに考えてます。そういうものの試験もしながら、恒久的なものなのか、仮設的なものもいいのかも含めて検討はしていきたいと思っておりますし、これは河川整備のほうとも関係してきますので、十分論議して、恒久の工作物をつくる場合は、より検討を進めていく必要があるというふうに考えております。

○田中

アユは水流の早さには強い魚と聞いているんですが、この間のすごい雨の増水で流されていったというところはありませんでしたか。

○竹野（京都府農林水産部水産課）

直接それを確認はしておりません。ただ、鴨川漁協さんとか過去にもずっと放流しているわけですけども、例えば放流直後に大雨が降ったときには、ちょっとアユがなかなか見つけられなくなっているとか、そういう事態はありますし、ここの魚道の溯上調査をしているときには、明らかに大きいなという、放流したものじゃないかなというぐらい、15cm以上のものですね。そういったものも見受けられましたので、中には流されているも

のもあるのかなというふうには思います。

○田中

なかなかこういう試行するのはいろいろ問題が出てくると思うんですが、もう一つだけお聞きしたいんですが、桂川のほうへの溯上は鴨川への今回魚道をつくった上でのバランスはどうなんでしょうか。向こうのほうの溯上数は大体把握しておられるんですか。

○竹野（京都府農林水産部水産課）

会のほうではその調査はまだやっておりませんので、ちょっとわかりません。あと、桂川ではないんですが、木津川などではやはり天然のものが溯上してくるということを漁協の方から、今年も含めて聞いておりますので、桂川のほうにも上ってる可能性は大きいというふうに思っています。

○田中

ありがとうございます。

○金田座長

ほかに何かご質問。はい、どうぞ。

○田井中（京都府建設交通部理事）

桂川の関係でございますけれども、やはり一定程度、種類まではちょっと確認はしてないんですけれども、遡っているのは事実みたいです。それで今年、淀川河川事務所のほうから私どもで聞いている中では、第一井堰というのがたしかあると思うんですが、そちらは魚道があるんですけれども、ちょっと構造的に上りにくいみたいなのがあるので、簡易な形で少し手直しをするようなことも今ご検討中であるというふうには聞いてございます。以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。ほかにご質問。

○久保

久保でございます。時間もございましょうから手短かにさせていただきます。私もこういう調査ということについて細かいことを存じ上げないので、かなり匹数に至るまでの細かい単位で上げていただいているんですけれども、これはカウント方法というのはどのような形にされておられるんですか。

○金田座長

お願いします。

○竹野（京都府農林水産部水産課）

基本的には目視で、魚道の一番上のところから人が上っていくものをカウントする。一応、1時間に10分ずつ2回カウントをしております。それを8時間実施するということがございます。

○久保

ここのこのお写真のほうに、上っていつている稚アユが、これは捕獲されておられるんですけど、これは一応こういうふうな形の大きさを比べるために、捕獲をされておられるんですかね。

○竹野（京都府農林水産部水産課）

天然アユであるか、放流アユであるかということを一応確認するために。

○久保

ということは、この後ろのグラフを見させていただいて、増水の間も比較的少ないですけど、全く匹数が記載されていない6月15日から19日ぐらいまでの間というのは、全然カウントがないですね。これは溯上が目視できなかったという判断でよろしかったでしょうか。

○竹野（京都府農林水産部水産課）

その間は全く溯上しなかったということです。

○金田座長

はい、どうぞ。

○池永

先ほど、三条、四条あたりまで溯上しているという話があったかと思うんですけども、丸太町からずっと中洲なり寄り洲が撤去されて、七条大橋から下のほうが非常にきれいに整備されて、やはり大雨が降ったときに、魚が急流で流される可能性が非常に高いんじゃないかなというふうに思うんです。今後、こういうアユの溯上を考える場合、少なくとも七条大橋のもうちょっと下ぐらいから四条大橋ぐらいまで、アユの隠れるすみかですね、そういったところが余らないんじゃないかなというふうに私は思うんですよ。その辺、どういうふうに考えてらっしゃるのかなというのをちょっとお聞きしたいです。

○竹野（京都府農林水産部水産課）

確かに、大雨が降ったときには、魚は大体深みの川の淵の底のほうにいるとか、例えば石積みのあるようなところでしたら、そういった行動を示すと思いますので、そういう環境も必要かなというふうに思います。会のほうでは、活動の中に隠れ家というのをつくる実験もしてみようかなということで予定をしています。これについてはいろいろ各県で行われている方法、石積みをつくるとか、蛇かごみたいなものを沈めるとか、そういったような方法が取り入れられておるところがありますので、そういった試験も、今年度から来年度にかけて実施してみて、より魚がすみやすい場というのがどんなものかというのは調査をしてみたいと思っております。

○金田座長

いかがでしょうか。ほかに御質問、ございますでしょうか。

そうすると、今の御報告いただきましたように、仮設の魚道の構造とか、あるいはその生態をめぐる調査を今後もお続けいただくということのようでございますので、これまた機会がありましたら、御報告をいただきまして、わかるところを確認させていただきたいと思っております。今のところはそういうことで、あくまでも試行中であるという御理解をいただきたいと思っております。

先に進ませていただいてよろしいでしょうか。

(2) 「京の七夕」事業の開催結果について

○金田座長

そうしましたら、報告事項の2番目に入ります。「京の七夕」事業の開催結果についてということでございます。報告をお願いいたします。

○高野（京都府河川課参事）

河川課の高野です。失礼して、座って説明をさせていただきます。それでは、京の七夕事業につきまして、事業を担当した観光課のほうで作成しました資料2に基づいて御説明をいたします。

この事業は昨年から行われておりますけれども、今年は8月6日土曜日から15日月曜日にかけて10日間実施されました。メイン会場は昨年と同様、鴨川会場、これは御池大橋から四条大橋間、それと堀川会場、今出川通から御池通間で行いました。来場者数は約78万6000人で、内訳は鴨川会場が約43万人、堀川会場が約35万6000人で行いました。昨年は約70万人でありましたけれども、今年は天候にも恵まれたこともありまして、大幅に増

えております。実施主体には鴨川を美しくする会も入っておられまして、鴨川事業の内容といたしましては、鴨川納涼とも連携して、竹と灯りの散策路、それから友禅流しなど行われまして、最終日には鴨川の美化活動にも参加されております。説明は以上です。

○金田座長

何か御質問はございませんでしょうか。

天候にも恵まれて、訪れる方々も増加したということですが、よろしいでしょうか。

(3) 鴨川四季の日～夏～の実施について

○金田座長

そうしましたら、3番目の報告事項に入らせていただきます。鴨川四季の日～夏～の実施についてということですが、これにつきましても、説明お願いいたします。

○高野（京都府河川課参事）

それでは、鴨川四季の日～夏～の実施につきまして、資料3によりまして御説明申し上げます。今年は8月6日から15日を期間としまして、ホームページで鴨川納涼床や鴨川納涼、それから五山の送り火などの紹介を行いました。また、府庁ではパネル展示や写真の展示を行いまして、来場者への啓発を行いました。さらに、8月6日と7日に行われました第42回の鴨川納涼のブースで、条例の啓発などを行っております。

資料の裏面をごらんください。8月21日には24回目となります鴨川探検再発見を北山大橋周辺で開催いたしました。当日はあいにく小雨が降ってございましたけれども、子どもたちや保護者など、約60人に参加いただきまして、川の生き物観察や水質調査をしてもらいました。参加者には、鴨川の自然の豊かさを実感していただくとともに、自然環境の大切さを理解していただいたのではないかとこのように思っております。

説明は以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。御質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

今、参加者の方々の数が60名ほどという話が報告の中にありましたけれども、それはキャパシティーとしてはそのくらいが適当なんですか。それとも少ないとお思いなんですか、多いと御判断なんですか。どちらなんですか。

○田井中（京都府建設交通部理事）

川の中に入っていただいてやる活動でございまして、ある程度の区間の中でグループを分けましてやらせていただいておりますので、これ以上多くなると少し目が行き届かなくなるなどいろいろとあります。講義みたいなやつは別でございすけれども、川の中に実際に子どもたちなり入っていただくような活動についてはこれぐらいがマックスかなと。これで大体、京都土木のあります北山通から北大路の北のほうまで、いろんなところにグループごとに分かれていただいて、お写真にありますように京都土木のほうに戻ってきて、いろいろ分類とかもしていただいておりますので、これぐらいが大体マックスぐらいかなというふうには思っております。

○金田座長

ありがとうございました。それでは何よりでございすが、ほかに御質問ございせんでしょうか。はい、どうぞ。

○大牟田

生き物観察と水質調査をなさったんですね。結果はどのぐらいなんでしょうか。というのは、私は今、出雲路橋で水質調査をしまして、比較したいなと思っております。これぐらいの内容でしたら新聞報道でも出ていましたので、せつかく調査なさったんだから、結果を教えていただけたらいいなと思います。

○金田座長

はい、お願いします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

大変恐縮なんですけど、このときは台風とか雨が大部分かったときでございまして、結局濁っていたので、いわゆる比較をするような資料にはならなかったです。ただ、子どもたちにはこういうことで、テストでさせていただいたんですが、簡易にいろいろと身近な水質とかもわかるよということでやらさせていただいてきまして、今おっしゃる趣旨のようなデータとしては、なかなか使える資料にならなかったということでございす。

○大牟田

環境省のデータとして出されるはずなんですけど、このごろはなさらないのですか。

○田井中（京都府建設交通部理事）

今回子どもたちがやったのは、そういう水質調査を採検の一環としてやりましたので、多分おっしゃっているのは、うちの文化環境部が水質みたいなので正式な数値としてはか

っているやつのことだと思われまので、そちらではなくて、我々は子どもたちに水質、自分の遊んだところの水質はどんなものだろうということで、我々で持ち込んだパケットの資料で体験をしていただいているというふうに御理解をいただければと思います。

○金田座長

ということで、正式なデータにはなっていないようですが、よろしいでしょうか。

何かほかに御質問はございませんか。はい、どうぞ。

○池永

鴨川納涼を私も見させていただいて、府のブースを見させていただいて、鴨川条例に関する展示等あったというふうに覚えているんですけども、上流のほうを京都府民に限らず見てらっしゃる方というのは非常に少ないと思うんですね。要は、産業廃棄物置き場が、私もこの夏、自転車で2回ほど上がって、5カ所ぐらいあったのではないかと思います。やはり今の条例で規制ができておらずに、こういった産廃施設があるという実態も、こういう機会を利用して、これは裏表の効果があると思うんですけども、実態を府民に知っていただいて、今の上流での規制が難しければ、もっと規制を強めるような方向性の意思表示といいますか、そういったものが必要ではないかと。今後上流の産業廃棄物置き場が減っていく方向になるんだったらいいんですけども、増えていきかねないような感じを受けましたので、危惧を覚えております。

○金田座長

今の産廃施設のことにつきましては、いろんな問題があることは御承知いただいているんですが、その御質問に関して。

○西村（京都府河川課）

今の御発言いただいた内容につきまして、事務局のほうから考えを御説明させていただきます。先ほど上流域の産業廃棄物の処理施設が鴨川条例のほうで規制されていないというお話がありましたが、条例で規制したのは19年7月でございまして、施行したのが7月でございまして、それまでにできているものということで、例えば悪いんですが、じゃんけんでいきますと、後出しじゃんけんのような形で規制ができないということで、先にできてるものについて、ちょっと規制ができないと。ただ、それ以降の行為については、以前説明したとおり、河川管理者として鴨川条例で規制されている行為があれば指導に入っていくという形で考えておるところでございます。納涼のブースの中で、そういう上流の

問題点についてもやはり府民の方にちゃんと知らせるべきではないかという御意見でございますが、非常に貴重な御意見でございます。参考にさせていただいて、来年以降というか、次は春先に鴨川茶店もございますし、そういうイベントのときにこういう問題点があるということについて、何らかの形で出していききたいなというふうに、検討させていただきたいなと思います。

以上です。

○金田座長

ただいまの説明にもございましたが、鴨川条例施行以前の施設については、禁止ができないという御説明だったと思いますけれども、それは未来永劫にできないんですか。それとも、例えば許可の年限の問題とかで、しばらくすれば規制が可能なのかというようなことについて説明をお願いします。

○西村（京都府河川課）

今、座長から御質問をいただいた件なんですけど、鴨川条例に限定して言うのであれば、今の状態でずっと行為をされている分については規制ができないと。ただ、以前条例の中身も示させていただいたんですが、一定の盛土であったり、構造物をつくったり、土地を改変するとか、そういう行為が行われているのであれば許可の対象になってまいります。許可を受けていただいて、鴨川の清流を乱すようなことがないかどうか、審査させていただいて、許可を与えることになるんですが、許可を経ず行為をされる場合については、指導もさせていただくというふうに考えてございます。施設そのものについては、京都市のほうで産業廃棄物の中間処理施設ということで、許可権者というふうになってございますので、そちらのほうで行為がやられているのかどうかというところは、定期的に検査されているというふうにお聞きしております。

以上です。

○金田座長

よろしいでしょうか。

○池永

正直な話、既設の産廃置き場、これは少しずつ大きくなっていったんじゃないかというふうな感じがするんですよ。土がだんだん川岸なり両サイドのほうに伸びていったような感覚を受けるんですけども、それは既設の許可された私の所有地の中の範囲内で拡

大されていってるんだらうと思うんですけども、やはり五、六年前に比べてかなり産廃施設の敷地が大きくなっているように私は思っているんですけども、それは規制の対象にはなっていないんですかね。

○金田座長

いかがでしょうか。お願いします。

○西村（京都府河川課）

条例の施行以前の話については、なかなかお話ができないということ为先ほど言ったんですが、条例の施行後、そういう実態があれば、どういった内容なのかということ土木事務所のほうで確認もさせていただいておるような状況でございます。民地の施設ではございますが、その行為がどんどん拡大してるのではないかというお話ですが、京都市のほうからそういう情報もいただいておりますので、改めてそういうお話もあったということで、会議後でございますが、京都市のほうに確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○金田座長

京都市で何か御発言ございますか。よろしいですか。

そうしたら、府のほうからまた問い合わせをしていただくということのようですが、どうぞ。

○田中

それに関連しての質問なんですけど、これはもう以前から問題視されていることなんですけど、条例制定以前のいわゆる開発行為の産業廃棄物やあるいは焼却などの場所の中での改変行為が、この条例に違反する行為であれば、当然これは条例で取り締まれるというふう理解しているんですけど、その点はいかがなんでしょうか。

○金田座長

いかがでしょうか。

○西村（京都府河川課）

既存施設であっても、新たに構造物をつくったり、盛土も1 m50であったと思うんですけど、一定の高さ以上盛り上げるとか掘削するとか、そういう形で、鴨川のほうに土砂が流出するようなおそれがあるような行為については、事前に許可をいただくということで、条例でルールをちゃんと決めておりますので、許可なくやられているのであれば、どうい

うことなのかという形で立ち入り調査もできるような権限をいただいておりますので、そういった観点で指導していきたいというふうに考えておりました、今、メンバーが言われたものについては、指導できる体制でございます。

以上です。

○田中

新たな盛土についても当然のことなんで、その新たな盛土についても今のところ許可制のような申請、許可の申請などが出ているところはないんですか。

○金田座長

お願いします。

○西村（京都府河川課）

以前、府民会議のときにお約束ということはないですが、ちゃんとそういう申請が出た場合についてはお示しするというふうにしておりまして、前回まで、かなり以前なんですけど、2件ほど御報告をさせていただきましたが、それ以降の許可については出てきておりません。

以上です。

○金田座長

よろしいでしょうか。

そういたしましたら、ほかに何か御質問。はい、どうぞ。

○松井

鴨川四季の日～夏～ということで、京都府庁の2号館で展示がされています。それと前に鴨川納涼でたくさんの方がこの鴨川条例について目にすることができる機会があると思うんですけども、どれだけ京都府庁まで来られた方が見られるかというのは、かなり限られた人しか見られないという感じはするんです。せっかくなつくられたこういう資料ですから、できればこういうパネルとか何かは、京都府の関連施設を夏に順繰りで、1週間ずつでも回して行って、できるだけ京都府民の方々に関心を持ってもらえるような形というんですか、そういうのをしたほうが、せっかくなつくった資料がもったいないと思いますので、例えば京都駅でもいいですし、鴨川の周辺でもいいですし、京都府の関係の公舎とかたくさんあると思いますので、この期間を限定、8月6日から8月12日限らず、夏の期間、また秋もあるでしょうけども、こういう資料はずっと回していかれたらいいんじゃないか

と思います。

○金田座長

ありがとうございます。ただいまの御意見ですが、何か積極的にお考えいただける可能性はありますでしょうか。

○西村（京都府河川課）

昨年になるんですが、北大路ビブレのほうにちょっと場所をお借りして展示なんかもしたようなこともございまして、ただ民間の施設をお借りしますと、お金もちょっとかかってくる。先ほど京都駅というお話もございましたが、京都駅にしましても、地下鉄にしましても、若干展示にお金を要するところもございまして、なかなか展示費用を捻出するというのが非常に厳しいような状況でございますが、御意見としては非常に貴重な御意見でございますので、参考にさせていただきます。実は、京都土木事務所のほうでは常設で、条例のパネルを展示しておるんですが、それ以外の施設についてもちょっと検討していきたいと思います。

以上です。

○金田座長

はい、どうぞ。

○杉江

条例のほうのPRと申しますか、広報的なものですが、この条例ができて、ちょうどその当時、ポスターをつくられました。そのポスターを鴨川の会議のほうで、三条京阪の北改札口の横の通路に啓発のショーケースを持っておるんです。そこのところにずっと常設で展示はさせていただいております。

以上です。

○金田座長

という状況です。ほかに御質問ございませんでしょうか。費用の点もあってなかなか難しい面もあるということですが、趣旨はそのとおりなので、また御検討いただくということでございます。

そういたしましたら、報告事項3件をとりあえずここまでとさせていただいて、本日の中心議題であります意見交換のほうに入らせていただきたいと思います。

3 意見交換

(1) 鴨川ギャラリー（仮称）の試行について

～橋の下の空間利用～

○金田座長

それでは、意見交換の一番目、鴨川ギャラリー（仮称）試行についてということでございます。これは前回のところまででいろいろ御議論いただきまして、橋の下の利用をどのようにしたらいいかということで、いろんな御意見をいただいているんですが、その中でとりあえずは具体的に案をつくってみていただけないかという話になっておりまして、その案をつくっていただいたということだと思います。

まず、御説明をお願いいたします。

○高野（京都府河川課参事）

それでは、鴨川ギャラリー（仮称）の試行につきまして、資料4に基づいて御説明をいたします。今、座長からもございましたように、前々回、それから前回に引き続いて意見交換をいただくものですけれども、前回までは鴨川の魅力発信として、橋の下の利活用ということで資料を御用意いたしておりました。今回、前回の御意見も踏まえまして、タイトルをまず鴨川ギャラリー（仮称）の試行についてというふうに変更いたしております。

前回の座長のおまとめの中で、まず明るい、きれい、安心・安全、情報発信、それから休憩施設など、そういったものをキーワードに、事務局に具体案を次回の会議で提案するようという御指示がございました。そこで今回は基本的な考え方としまして、整備の目的、コンセプト、方向性、今年度の整備箇所と整備内容の案を事務局でまとめてみました。

まず、資料の1ページ目をごらんください。まず、整備の目的としまして、鴨川条例の前文にもありますように、鴨川は、平安京の造営以来、京都の歩みとともに絶え間なく流れ、その歴史の中で人々の集いや遊興の場、芸能発祥の舞台となってきた川であり、歴史と文化の魅力にあふれた場所であるということ、鴨川がそういう場所であるということ踏まえまして、橋の下についても、治水上の安全性を犯さない範囲で、まずは鴨川にまつわる歴史・文化などの魅力を発信する貴重な場として利活用すると。そして、可能な箇所では、あわせて休憩施設を設置することによりまして、快適な利用をサポートして、鴨川のイメージアップを図るということとしております。

それから、整備に当たって考慮すべき事項といたしましては、現状の散策路の幅を狭めないこと、きめ細かな維持管理、破損時の修繕が容易にできること。それから、出水時の

支障とならない構造であることといたしました。また、コンセプトといたしましては、前回メンバーから御意見がありました、明るくきれいで安心・安全に利用できる、橋の近辺にまつわる歴史・文化などの情報を発信する、それから休憩できるというふうにしております。

それから、整備の方向性といたしましては、京都らしい魅力ある場所として町家風景観をつくっていききたいというふうに考えております。

それから、今年度の整備箇所と整備内容の案についてでありますけれども、箇所といたしましては、利用者の多い場所で、中洲の工事、それから高水敷整備工事に支障がないところ、こうした条件のもとに幅広い利用者の声を聞くために、下流では繁華街に近い二条大橋、上流では、地元の方の利用が多い出町橋の2カ所で行いたいというふうに考えております。

整備内容につきましては、資料にある五つの視点で行いたいというふうに考えております。まず1点目として、護岸の表面、ギャラリーにつきましては、犬矢来や格子などの京都らしいデザインや材料を検討したいというふうに考えております。

2点目は、鴨川にまつわる歴史・文化の情報発信を行うこととして、二条大橋では二条河原落書の紹介。一方、出町橋では葵祭の紹介を考えております。

3点目は、利用者のいる昼間だけ照明を行うものとして、節電にも考慮して、太陽光発電によるLED照明を考えております。

4点目は休憩施設として、高さが低めの腰かけいすを考えております。

それから5番目は、現地で利用者の声を把握するために、例えば意見箱の設置や、それからアンケートの実施などを考えております。

資料の裏面をごらんください。今、御説明しましたものを整備イメージとしてお示ししております。

まず、二条大橋は写真でありますように、高水敷の半分はバリケードで封鎖しておりますが、それを撤去しまして、利用可能な空間を大きく広げて、右側にありますみそそぎ川の壁をギャラリーに活用して、その前を簡単な休憩所にするという案でございます。それから、出町橋のほうは、現状では歩行空間が限られておりますので、護岸を後退させまして歩行空間を広げると。後退させた護岸をギャラリーに活用して、その前を休憩場所にするという案でございます。

それから、最後に、今回の意見交換を受けまして、さらに詳細な実施案を作成しまして、年度内の整備を目指すということにしております。

さらに、その他の橋をどうするんだということなんですけども、その他の橋につきましては、今回の試行後のアンケート結果などを参考にして、この府民会議でございました意見をいただきながら、検討してまいりたいと思います。

それから、資料の2枚目をごらんください。これは横に見ていただくのですけれども、これはイメージ図でございますが、先ほど申しました犬矢来、それから格子のデザインを施して、町家風景観を醸し出しております。

さらに、その資料の裏面をごらんいただきたいんですけども、ギャラリーで展示したいと考えている内容を例示しております。歴史をテーマにしまして、社寺の案内、それから史実の紹介であるとか、過去の写真、古図などの展示も考えております。今回はそれぞれの橋にまつわる史実などを紹介することとしまして、先ほども申しましたように、二条大橋では、建武元年、西暦で1334年ですが、そのころに掲示されたという落書、いわゆる二条河原落書を紹介してはどうかというふうに考えております。イメージとしては、上から二つ目の欄の右側になります。

また、出町橋は、上流の葵橋が設置されるまでは葵橋と呼ばれてまして、葵祭の巡行路にもなっておりましたことから、葵祭を紹介してはどうかと考えております。イメージは同じ二つ目の欄の左側になります。

説明は以上でございます。

○金田座長

はい、ありがとうございます。具体的に、二条大橋の右岸と出町橋の右岸の橋の下についての案をつくっていただいたわけですが、何か御質問や御意見、はい、どうぞ。

○上田

上田でございます。この2カ所に計画されている空間は、ギャラリーなりベンチなりいろいろあるんですけども、お昼のことはまあいいんですけど、夜中24時間あけっ放しになっているのでしょうか。それともだれか管理するような人がいるのでしょうか。24時間あいていていいんですけども、だれも夜中におらず、ホームレスの人がそこに暮らし出すというようなことになったら、それも困ったことやと思うんですけども、その辺はどういうふうに考えたらいいんでしょう。

○西村（京都府河川課）

24時間あけているのかという御質問があったのですが、先ほどコンセプトの説明の中で、「明るく、綺麗で、安心安全」というところで、明るくのところなんです、照明をつけますという説明をさせていただいたところです。その照明につきましては、昼間の照明を想定しております。利用者が多い昼間に通られるときに、橋の下が非常に暗いというお話、皆さんからも出されておったんですが、そういったものに対応するものというふうに考えておまして、夜間については照明がつかない状態ということでございます。ということで、夜間の利用を想定したものにはなってございません。

あと、ホームレスさんが新しく起居しないかどうか心配だというお話でございますか、当然こういう橋の下をきれいにつくって、皆さんに見ていただきたいという形で整備をいたしますので、もしもそういう起居される方があれば、その場所を離れていただくように指導させていただきますし、京都市とも連携して、退去していただくように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○金田座長

はい、どうぞ。

○高橋

計画については大変結構だと思います。以前私がマラソンのトレーニングをするときに、橋の下だけ非常に環境がというお話をさせていただいて、それにすばやく取り組んでいただいたことに感謝しております。

それから、つけ加えて言うならば、橋の天井面ですね。側面はよくわかるんですが、橋の天井面、それから鴨川を歩いているときに、橋の側面ですね、鴨川の河原を歩いて橋を見上げたときの側面にも少し工夫があれば、より全体のイメージとして側面も、それから橋の下の側面もギャラリーになって非常にいいのではないかというふうに思います。

それから、もう一つお願いをしておきたいことなんですけれども、周りの鴨川の護岸の環境と余り食い違わないようなギャラリーにしていきたい。というのは、鴨川をずっと歩いていくと、突然格子戸があらわれるとか、突然石の何かあらわれるとかいうんじゃないなくて、緑豊かで、水の音が聞こえて、鳥の音が聞こえる中で、自然に橋の下も調和するようなことを考えていただければうれしいなというふうに思います。全体として、取

り組みは非常に結構だと思うんですけども、その辺も少し加味して計画をしていただければ鴨川を利用する一府民としてはうれしいというふうに思っております。よろしく願いします。

○金田座長

何か御返答ありますか。はい、どうぞ。

○西村（京都府河川課）

橋の天井の部分と、側面の部分の利用も一緒に考えてはどうかという御意見でございますが、橋を管理している京都市のほうとも今後調整していきたいというふうに考えておりますので、その中で、今のお話も含めて考えていきたいと思えます。

もう一つが、周りの護岸の風景と大きく変わってしまって、そこだけ浮いてるような形にならないようにということでございます。それは十分頭に入れた上で、今後実施に向けたデザインなりを考えてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○金田座長

はい、どうぞ。

○西村

西村と申します。先ほどの御意見と全く類似しますので、簡略に申し上げたいと思うんですが、基本的にこういった企画というのは、非常にいいことだと、結論的に思えます。ただ、以前に幾つかというか、大分意見がありましたように、私も申し上げましたけれども、鴨川の橋の下は何もないのがいいという御意見が非常に多かったと思うんです。そういった面からすると、今後どうされるかというのは、試行錯誤的になさると思うんですが、そういった鴨川というのは京都独特の川であり、そしてまた景観、あるいはまた自然、そういったものを大切にするという川でございますので、そういった面で、人工的なものをどれだけ参入、あるいはまた参画するかということは非常に重要なテーマだと思えますので、そういった面でひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

重ねて申し上げますのは、実は私も先ほどの御意見と全く同感でございます、このすばらしい絵だとか、あるいはまたギャラリーというのは絵で見て非常にきれいなんですが、その周りが非常に今汚れていると。どの橋の下も、橋の上部は非常にきれいに整然とされつつありますけれども、橋の下、天井、その橋脚等々は、他府県の橋を見ましても、鴨川

は大分違うなというふうな感じがします。他府県を申し上げるとちょっと恐縮なんですが、大阪の中之島公園、あそこでの橋のきれいさ、あるいはまたその整備の仕方、あるいはまた犬矢来ということもありますが、やはりホームレスの人を防止するための柵、そういったものを非常にきれいに整然とされています。そういったことも、一つの参考として、鴨川的美観ということをお考えいただきたいと思います。

以上です。

○金田座長

ありがとうございました。はい、どうぞ。

○中村

中村です。今、西村さんがおっしゃったように、私も実は橋の下は何もないほうがいい派だったんですが、もともとは橋の下をホームレスさんが占拠されるので、それを防止したいというところから出てきたんじゃないかなかったですかね。と、私は解釈してたんなんですが、もしそうだとしたら、例えば休憩場所なんかをつくれる場合はよほど慎重に検討していただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

それと、先ほど鴨川条例なんかをアピールする場所がないというふうなことを言っておられたので、ぜひこういった場所を利用、活用されたらいいんじゃないかなと思います。

それと、以前にもお願いしたんですが、橋の下じゃないですけど、橋に橋の名前を書いていただきたい。これは話が論点を逸れると思うんですが、橋の名前を書いていただいて、右へ行けば、地下鉄北山駅が近いよとか、左へ行ったら、大徳寺がありますよとか、そういうふうなちょっと京都案内みたいなことができるような橋であってもいいんじゃないかなと思います。

○金田座長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

○菅

菅です。全体的に提案されている内容で結構かと思いますが、一つこんなものはどうかというところで提案させていただきます。と申しますのは、鴨川の北の端から南の端まで、市街地をずっと貫通して、ほぼまっすぐ流れています。そこに散策道がありますから、それをずっと行くと、要するに京都の北端から南端まで一本の道が通っているという感じになっているわけなんです。それぞれの橋には、東、西にいろんな観光施設とか

文化施設があります。例えば今出川でしたら、銀閣寺とか哲学の道とか、ちょっと離れてはおりますけど、東方向としてはそういうものがあります。それから、西のほうには北野神社とか。そういうぐあいに、一般の市民の方はこの辺曲がったら何があるというのはよくわかるんですけど、特に観光で来られた場合に、この橋を渡ったら、どこへ出るのやろうというようなことで迷われる方がいると思います。そういう意味では、せっかく一本のまっすぐ走った道ですから、それをそれぞれに散らばっている観光施設、文化施設を結びつけるコリドーのような形として用いると。そのために、橋のところ、ここの橋の東側にはこういう施設がありますよと、西側にはこういう施設がありますよと、ちょっと矢印か簡単な案内板か、そういうようなものをちょっと置いておきますと、鴨川を歩いてこられた方がそこから上がって行かれる。そういう意味では、鴨川の一つの新しい機能が、コリドーとしての機能が生まれるんじゃないか。観光地を結びつけるというんですか、そういうこともあって、できたら何かそういう橋ごとに、東のほうにはこんなものがあります、西のほうにはこんなものがありますという、案内板みたいなものを設置していただけたらどうかというふうに思います。

○金田座長

ありがとうございました。他に。向こうから、順番にお願いします。

○松井

まず、コンセプトとしては、非常にいい案だと思います。ただ、第一義に来るのが照明の設置だと思うんですね。安心・安全にするためには、どこの橋ということもなく、鴨川全体の橋の下を明るくする、LEDの照明を使って明るくする、これがまず第一番に来るんだと思います。この案ですけれども、京都らしい魅力ある場所としての町家風景観という言葉が白抜きで書かれてますけれども、これはちょっと意味がわからない。町家風景観というのをどうして橋の下で表現するのかというのがちょっとわからないということと、それと護岸で犬矢来とか格子とかいうのをつくられるということですが、これは材料は竹を使われると思うんですけれども、竹を使うと普通、通常で半年、長くて1年ぐらいで交換しなければいけない。長持ちせず、あとの管理が難しいと考えます。

それと、実は7月の終わりから8月の初旬にかけて東北地方に行ってきたして、橋の下の周りに鴨川があつて、町家があつて、いろんな環境、山があつて、その中で、橋の下に何もないという空間もまた大事なんじゃないかと改めて思いました。何もないことで、い

ろいろな議論があつて、いろんな意見が出て、こんなんどうや、どうやというお話が出た中で、京都の人間として、何も橋の下は整備して明るくして、安全にして、でも何にもつくらなかつたというのも、それもありがたな感じもしましたし、例えば歴史を広めるためにも、別に橋の下につくらなくても、橋の上のあいたところにつくればいいわけですから、私はやはり橋の下は明るくて、安全で夜も安心して散策できるというような場所のほうが少しベターなんではないかなと思います。

○金田座長

はい。杉江さん、どうぞ。

○杉江

直接、今のこのギャラリーのことではないんですが、橋に関してですので、ちょっとお聞きしたいと思います。

四条大橋の下、右岸に、長い間懸案でした、猫を飼っておったホームレスがいたんですが、たしか7月、私が現場に行ったときにはきれいに整備されておりました。京都土木さんがかなり苦勞なさつたと思つております。できれば経緯のお話を聞かせていただけるのであればと思います。それと、松原橋の同じく右岸の橋の下に、かなり長いことブルーシートで囲つた家財道具というか、ホームレス関係やと思うんですけど、それは今どうなつているのかなど。この2点、よろしくお願ひします。

○金田座長

もしお答えできることがあればお願ひします

○西村（京都府河川課）

今、杉江さんのほうからお話がありました四条大橋右岸の高水敷に、猫をいっぱい飼つておられるホームレスさんがおられまして、小屋の形で2棟、3棟と設置されて、その横のみそそぎ川の上ではアヒルを飼育されておるといふような状況だつたんですが、京都土木事務所のほうが、住んでいる方とも何度も接触して、退去をうながして、このたび、先ほどおっしゃつていただいたように、6月の末から7月にかけてなんですが、退去いただいて、現地のほうをきれいに片づけさせていただいたといふような状況でございます。

松原橋の放置されているブルーシートのほうは、撤去させていただいたやつのことですかね。

○杉江

最近ちょっとどうかناと思って、かなりずっと長いこと置いてあったからね。なくなりましたか。

○西村（京都府河川課）

松原橋のところだったと思うんですが、長期放置されているものについて、所有者を特定すべく、現地のほうに張り紙をして待っておったんですが、一向にあらわれないということで、一部撤去させていただいたものでございます。そのことでしたら、現地のほうで、撤去させていただいております。

○杉江

以前は、地域の人に聞くと、たまに別荘がわりに戻ってきて、ばらして住んでたということがあって、それ以降は結構長い間ブルーシートで囲ったままでしたからね。撤去されたら結構です。

以上です。

○西村（京都府河川課）

すいません、四条大橋と松原橋の話だけだったんですが、それ以外の場所につきましても、余りに長期に放置されているものにつきましても、利用者の方が利用するときの阻害になったり、子どもたちが遊んでいるときにちょっと置いてあるものでけがをしたりというような問題もございますので、積極的に土木事務所のほうで張り紙等をさせていただいて、当然申し出がなかったら撤去させていただくという姿勢でさせていただいております。その結果、現在、この6月の時点でございますが、鴨川に起居されているホームレスさん、四十数人ということで、以前に比べるとかなり人数のほうも減ってきてるという状況でございます。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

○奥野

奥野と申します。私も前回の会議で、やっぱり橋の下は防災上、何もないほうが良いというふうなことで発言をさせていただきました。最近の異常気象等で、京都にもどういったゲリラ豪雨が来るかわからない状況の中で、できるだけ安全を確保していくというのがやっぱり第一ではないかというふうに思います。

その一方で、やっぱり鴨川を利用する方、特に河川敷を歩いている方について、どういふふうな案内とか、啓発事業ができるかという側面で考えていったら、先ほどの橋の下を利用して表示をする、あるいは歴史的な表示については橋の上でもいいんじゃないかとかいふふうなことを分けて考えていったほうがいいんじゃないかなと思います。特に、橋の下を歩いている人が、先ほどもおっしゃいましたように、鴨川をずっと北から南に歩いていったときに、次の橋まで例えばどれぐらいの距離があるんやろうとか、次行ったら何があるんやろうかというのも京都の楽しみ方かなというふうに思いますので、そういったところをぜひお考えいただいて、取り組んでいただければと思います。

以上です。

○金田座長

ほかに何か。どうぞお願いします。

○土居

橋の下空間のコンセプトについては、非常に結構なことだと思うんですけども、いわゆる鴨川を散策する人にとってのニーズって何かと考えたときに、もちろん歴史的な文化発信も大事なんですけれども、例えばここから徒歩何分でどこに行けるかとか、それは大体何kmで何分で行けるかという、いわゆる歩く町の地図みたいな表示ですね、そういうものがいわゆる散策者にとってのニーズではないかというふうに思うんです。日本ではまだあんまりそういう地図ってないんですけれども、例えばここから起点に徒歩何分、何kmでどこそこに行けるみたいな、例えば鴨川の近辺でしたら、例えば下鴨神社とか上賀茂神社とか、ここから何分で大体何kmで行けますよみたいな表示とか、そういったものがいわゆる散策者のニーズに合った一番知りたい情報ではないかというふうに思います。

それで、わざわざ橋の下にギャラリーをつくるわけですから、橋の下にふさわしい発信って何かと考えましたときに、やはり川そのものの歴史とか情報、橋そのものの情報ではないかと思うんです。例えばここに目的、いわゆる整備の方向性で、鴨川は平安京の造営以来と、こう書いてありますが、鴨川は縄文時代は、今の寺町から東大路、川幅は700mあったと言われていています。その中を暴れ川で、水が多いときは川幅が広がったし、少ないときは中をちょろちょろ流れていたと、そういう激しい縄文時代からの歴史もずっとあるわけですから、今、私たちが非常に興味を持っているのは、東日本大震災以来、災害の歴史とか、自然の歴史ですね、やはり縄文時代までさかのぼって、1000年単位の発想で歴史

を見るという、そういうことが必要となっている今ですから、鴨川の歴史についても、そういう視点で情報発信をお願いできればと思います。

それと、私も今ずっと鴨川を上がってこちらへ参りますときに、御所を通過してこちらに参りましたんですけれども、やはり海外の方が非常にたくさん歩いていらっしゃいます。できれば、英語表記も簡単で結構でございますので、していただければ、もっと鴨川の魅力発信ができるのではないかなというふうに思います。

それと、太陽光発電というのがここにも書いてありますが、例えば小水力発電なんかは鴨川の水量では無理でしょうか。大堰川にかかっている照明は水力発電でずっとされていますけれども、そういった新たな実験的なお取り組みもこの鴨川ギャラリーとともにしていただければ、ただ単に情報発信だけではなく、新しい鴨川散策の楽しみ方というか、そこにエコであるとか、もっと違う観点も含めながら、このギャラリーをしていただければなというふうに思います。

○金田座長

はい、ありがとうございます。お願いします。

○山内

山内と申します。私は京都鴨川ライオンズクラブに所属しておりますけれども、ちょうど鴨川ライオンズクラブが20周年でございました昭和57年に企画をいたしまして、昭和61年に完成いたしました石のピラーがございます。三条京阪のコンコースのところに東海道五十三次の終着点という意味を込めまして、芸大の先生に設計をしていただきました。それを見る方が非常に多くございまして、学生さんがほとんどでございまして、年に四、五件、連絡がございました。東海道五十三次を出発するのは芝の増上寺から出発いたしまして、京都の三条京阪に到着するというところでございます。増上寺には、出発するときの風景、何というんですか、水杯をして出たということが書いてあるそうですけれども、三条京阪へ行きますと何も書いてないと。三条京阪におりたときに、どういうところまで到着された方がどういうふうな行事をなさったか、あるいは何もなかったのか、どういうふうな感じだったかということを知りたいというお問い合わせがございました。私のクラブに歴史のそういう研究する先生もいらっしゃるものですから、その方が簡単なお返事をいたしておりますけれども、今度は二条大橋の下に、右岸にそういうギャラリーをおつくりになるということが書いてございますけれども、何か鴨川ライオンズクラブでお役になる

ことがございましたら、何でもやらせていただきますので、そういうふうな三条京阪、東海道五十三次、京へ来たときにどんな光景であったかということをお知らせすることも、若い人の大きな勉強になるんじゃないかと思われましたので、御提案をさせていただきます。

○金田座長

ありがとうございます。ほかに何か御意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○池永

先ほどの議論で出ていなかったかと思えますけれども、今までの議論の中で特に私なんかが言ってるのは、夏場、鴨川を歩く方は非常に少ないということです。やはり太陽を遮るものが、木が植えられないということで、ないということですから、橋の下を休憩場所にすることによって、夏場、鴨川を散策する人の役に立つ。そういった使用目的で橋の下の利用というのが、今までの論議の中で一つあったと思うんですね。やはりこの観点というのは非常に大事だというふうに思います。鴨川に夏場、非常に涼しげな鴨川を見ながら、ゆっくりいすに座って日陰で休めるような場所を設けるということは、そういった意味で何もないという意見では、やはり今の状況ではそう簡単に橋の下にぱっと座って、ゆったりと時間を過ごすというよりは、もうちょっと環境を整えるほうが、やはりそういった目的にはふさわしいというふうに思います。

そういった意味で、今回、二つの橋の下にギャラリーを設置されると。これはこれで私も賛成で、いいと思います。ただ、当初の整備の方向性の中の目的で書いておられるように、人々の集いや遊興の場とか、芸能発祥の舞台という、こういった観点を、今までこうでしたということを示すという意味では、それはそれでいいんでしょうけれども、より積極的な言い方をさせていただければ、新しいそういった文化を発祥するという観点からは非常に正対的というか、過去の文化の披露のレベルですよ。この提案そのものは。より積極的に、単に橋の下に限りませんけれども、河川敷等を含めて、文化発祥の地といいますか、人々が集まって楽しい場所にするという観点がやはりいいんじゃないかというふうに思っていて、ブースに橋があちこちいっぱいあるわけですから、もうちょっと積極的な利用の仕方も、今後ぜひ御検討していただきたいというふうに思います。

○金田座長

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○川崎副座長

この御提案いただいたギャラリーは、現実的な実験ということで、これから検討されるということですが、照明が夜にないというのは気になります。例えば金属パネルなどは、大きいものだと50万から100万ぐらいします。人の見えない夜の中に、インクをかけられたりとか、取り外されたりとか、結構高価なものなので心配です。外部の道が見えないところというのは、そういうことが起こる可能性があります。最初から多くのものを作り込めるよりも、最初はこの石のベンチと壁面ぐらいにしておく事を基本に考えてはいかがでしょうか。犬矢来も、アルミなんかで作ってしまうとまた風情のないものになってしまうので、銘板みたいなものを置きたければ、橋の外に設置することも考えられます。道の側から少し見える、外から監視の目が入る場所に置いたほうがいいと思います。

それと、生態系の問題はあるかもしれませんが、夜の照明を薄くでいいからつけてはと思います。

以上です。

○金田座長

いろいろな御意見をいただきまして、ちょっと私のメモが不十分かもしれません。しかも、御意見は相互に必ずしも両立しない御意見もございますので、調整が非常に難しいということは承知の上で申し上げたいと思います。いろいろ御検討いただいて、原案を提示していただいておりますが、その提案に、つまりこういうことを提案して具体的に考えてくださるという基本的な考え方については、恐らく皆さんいずれも賛成だと思いますが、ただその際に注意をぜひともしていただきたいというような点から言いますと、このコンセプトに加えて、まず一番基本的なところでは、従来のようなそこに住み込むというような占拠がなされないような方法というのをまずは基本として考えてほしいという点です。そのためには、大阪の例などもちょっと参考にさせていただいたらいいんじゃないかという御意見もあったと思います。それから、基本的に何が一番重要なコンセプトなのかということ、やはり散策をする人たちに対する配慮だということで、例えば明るくて何もないのが一番いいという考え方とか、それから道案内ですが、橋の名前とか、そういうようなことを考えるべきだとかいう案もいただいております。それから、全体としての周囲との調和ということが大切なので、そこだけが特殊な形にならないという方向が大切だという御指摘もありました。それから、そういった形で展示などを考えると、その高価なもの、あるいは金属製品などについては、盗難のおそれもあるから気をつけたほうがいいということ

も考えております。その案内をするとすれば、英語の表記も少しは考えたほうが良いという御指摘もありましたし、さまざまな御指摘をいただいております。それから、いろんな展示をするのであれば、展示はむしろ上のほうでやって、橋の下はそんなふうには考えないでもいいんじゃないということもありますが、一方で実験的なこととか、新しいことは考えるべきだというようなこともありました。これの話が全部そのまま併存するわけではなく、お互いにバッティングするものもありますので、大変難しいんですけども、今、さまざまな御意見をいただいておりますので、それらを少し参考にさせていただいて、このアイデアを必要な点において修正をしたり、訂正をしたりというようなことをお考えいただければと思います。本日ここで結論というよりは、こういう貴重な御意見をいただきましたので、それをもとにして、もう一度御検討いただくという形にさせていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。大変御苦勞いただいているということはわかっておりながら、いろいろ、こうあるべきだとか、こうしたらというアイデアをいただいておりますので、その点、どうぞよろしく願いをいたします。

それで、実は始めまして1時間半を既に経過しておりますが、ちょっと休憩を入れさせていただいてよろしいでしょうか。10分ほど休憩を入れさせていただきまして、私の時計では3時7分ぐらいなんですけど、正確であるかどうかわかりませんが、10分ほど休憩させていただきまして、その後また意見交換を続けたいと思います。とりあえず休憩させていただきます。

〔午後 3時 6分 休憩〕

〔午後 3時 17分 再開〕

○金田座長

それでは、先を急ぐようでございますが、会議を再開させていただきたいと思いますので、着席をお願いいたします。

(2) 鴨川の生態系保全に係る問題について

○金田座長

先を急ぎまして恐縮ですが、再開させていただきます。意見交換の2番目でございます鴨川の生態系保全に係る問題についてということでございます。

まずは、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○高野（京都府建設交通部河川課）

それでは、鴨川の生態系保全にかかる問題につきまして、資料5に基づいて御説明を申し上げます。

昨年の第11回の府民会議におきまして、次回以降の意見交換内容でお示ししておりましたけれども、皆様方から自然、生態系に関する議題が多数出されておりました。

具体的に申しますと、鴨川の生態系の保全策、河川愛護意識醸成のため生態系調査の実施、鴨川河川敷でのホタル生息地の整備、ホタルの捕獲の禁止、草刈りの時期、それから鳥への餌やりといったものです。

今回の意見交換で事務局が御用意いたしましたのは、その中の鳥の餌やりについての資料でございます。

資料の中の「【現状】」というところにお示ししておりますように、鳥の餌やりの場所にはハトやカラスが集まりまして、雨どいが詰まったりとか洗濯物を汚されると、そういったことで近隣住宅で糞による被害が発生しております。

また、集まってきた鳥たちが家庭用のごみを散乱させたり、餌やり後の食べ残しが汚いといった苦情も寄せられているところでございます。

鳥の餌やりが目撃されている箇所は、資料のとおり何カ所もあるわけでございますけれども、その「【課題】」のところにありますように、こちらが指導しても法令上の禁止行為ではないため、反発されることも多いといったことが現状でございます。

この餌やりの影響と考えられますのが、2番目に書いています「トビによる被害」でございます。

「【現状】」というところがございますように、河川敷で弁当なんかを食べているときに、トビが背後から飛んできて食べ物をつつていくということがあります。そのときに、トビの鋭い爪でけがをする人が出てきております。

また、巡視をしておりますと、食べ物を上に放り上げられるといったこと、そういった行為でトビに餌を与える行為も見られるようになっております。当然、巡視で見かければ注意もするのですが、時々いまだに苦情も入っておりまして解消には至っておりません。

その対応としましては、被害が見られた場所には、この写真にありますような看板を林務事務所と土木事務所の連名で設置をしております。資料には、昨年4月のトビの餌やりの写真もつけております。こういった状況になっています。

また、参考としまして、他都市の動物への餌やりを禁止する条例等を挙げておりますけれども、特定の河川のみを限定して禁止するのではなくて、市内全域を対象としたり、それから一定の区域を指定して禁止するといった方法をとっておられます。

どのような啓発や指導をすればいいのかということも含めまして、メンバーの皆様で意見交換をいただければというふうに存じます。

なお、資料は鳥の餌やりに絞って作成しておりますけれども、ほかの生態系にかかわることも意見交換をいただければというふうに存じます。

説明は以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。鴨川の生態系を保存するということは、基本的にいろいろ御意見を既にいただいているところですが、具体的に今度は例えば今ここで御報告いただきましたような野鳥への餌やりの問題がございます。そのことの具体的な状況について御説明いただいたわけですが、何か御質問はまずございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○杉江

餌やりではないのですが、手前ども鴨川を清掃しておる状況の中、既存のごみ箱がございます。実は、何度も見かけた光景なのですが、ごみ箱にはふたがありません。そうすると、そこにカラスが群がったり、みんな餌をくわえて舞い上がっていくのですよ。ですから、できれば既存の今のごみ箱がありますよね、それにちょっとふたを。恐らく金属類でつくられると思いますから、人があけてもあき、鳥はあけられないというようなものを。結構ごみ箱に群がってきている状況ですので、早急にそれは手を打っていただきたいなど、こう思っております。

○金田座長

ありがとうございます。ほかに何か御意見、御質問は。

はい、どうぞ。

○中村

今日、皆さんのところにこのピンクのチラシをお届けしているのですが、これをつくりました。日本野鳥の会で作ったわけですが、少しこれの説明をさせていただいてよろしいですか。

○金田座長

はい、結構です。お願いします。

○中村

それぞれ説明させていただきながら、今日いろんな分野の方がいらっしゃいますので、この野鳥の会だけでつくったチラシの文書ではなくて、もうちょっとこんなん入れたらええん違うとか、これはちょっと甘いん違うかというふうな意見をいただけると、すごくありがたいなと思います。

私は、京都府の鳥獣保護員をしている関係で、もう15年ぐらいになるのですが、鴨川は月に1回もしくは2回ぐらいは車でゆっくりと巡視をさせてもらっています。そのときに、餌付けをしている方とか、いろんな鳥獣に関するようなことなんかを目にしましたら、話をさせていただいたりとかそういった活動をしています。うちの事務所のほうにも、私は年じゅう事務所の留守番をしていますから、電話がたびたびかかってくるのですね。特に新聞なんかに出させてもらったり、テレビなんか朝日とか読売とかNHKの取材にも来ましたし、そういうので出たときなんか、やっぱり市民の方から何で餌やりをしたらあかんのやというふうな電話が結構かかってくるのですが、このチラシにあるような話をゆっくりとさせていただくと、ああ、そういうことかというふうな形でほとんどの方が納得していただけるのですね。この資料に注意しても聞いてもらえないというふうに書いてあるのですが、今までそれでもというふうなことをおっしゃった方がないのです。現場ではやっぱり違うのかなと思いながら、私はそういう現場に余り遭遇したことがないので、話をすれば皆さんはそういうことかと理解してくれはるのに、何でこの餌やりが減らへんのかなと思いながら巡視しているのです。

まず京都府としては仏教界が、お寺さんが鳥の餌のお豆を売っていますよね。その関係で餌の問題、余りきつい言葉を使って市民に言えないというふうなことを以前に京都府の担当者の方がおっしゃったのを覚えております。禁止をすると、例えば本願寺の中でお豆さんを売っているところはどうするんやというようなことを言う人があったということで、京都府としてはあんまりきつい言葉を使えないというふうなことを聞きました。

ここに書いていますように、現在ドビとカラスに関しては本当に生態系のバランスが完全に狂っています。一般市民がお弁当をとられたりとか、そういうのでけがをすることだけではなくて、カラスとかが集団に猛禽類——希少鳥類ですね——を襲い始めてい

るのですね。オオタカとかクマタカとか。特に、なぜかクマタカがよくねらわれているのですが、カラスが集団で馬乗りになってクマタカが飛べないような状態になるということも起こってしまっていて、完全に生態系のバランスが狂いつつあるのですね。

それで、餌やりしている人にしたら、鳥を大事にして増えたら野鳥の会やったら喜ぶん違うかとよく言われるのですけれども、有害鳥獣駆除という言葉、ここにもちらっと書いていますが、2009年につくったものですから2139羽の野鳥が駆除されたと書いていますが、年間大体100万羽近いハトとかカラスが駆除されているのですね。このことは余り表には出ないですけれども、それをもっと出してほしいと私は言うのですが、出されないと。そういった鳥を駆除する費用というのは、もちろん税金から出されているわけですから、実際餌付けしている人に、あなたの増やした鳥が迷惑をこうむって殺されているのですよ、それでもやりますかと言ったら、皆さん、ああ、そうかというふうな形で理解示していただいているのですけれども、やっぱりここら辺まで皆さんに知っていただいたほうがいいのではないかなというふうに思います。

人工の餌の味を覚えたら絶対にその餌を欲しがります。餌がなくなれば、その日から野鳥なんかもう絶対にやってきません。ですから、徹底的に鴨川から餌をなくしてほしいですね。私は、野鳥の会はごみ箱の撤去を求めているのですが、なかなかやっていただけないですけれども、今の若い人はそんなにモラルのない人たちばかりではなくて、結構ごみを持って帰られる方が多いのです。ですから、私はごみ箱をまずなくしてしまったらどうかと思うのですが、ちょっとこれには反論される方が多いかもしれません。

それと先ほど杉江さんがおっしゃったように、人の手しか入らないようなごみ箱、それかカラスがふたを持ち上げられないようなごみ箱、そういうふうなごみ箱にさせていただいたらいいかと思います。海外へよく行く機会があるのですが、こんな野生動物が自由に持ち去れるようなごみ箱を私は今までに目にしたことがありません。9月にはロシアのほうに行ってきましたけれども、手しか入らないようなごみ箱で、何でこんなごみ箱と聞いたら、やっぱり野生鳥獣からそういう被害を守るため、餌を与えないための対策やというふうに言っていました。

ですから、鴨川に関してはその対策がちょっと遅れているのではないかなというふうに思います。そういう人工的な餌をなくして、自然の餌でもってユリカモメとか鳥とかが生活できるようにしようと思えば、やはり魚のすめる川、水生昆虫の豊かな川、実のなる木

とか花がある鴨川、そういうふうな鴨川の河川づくりを目指していけばいいのではないかなと思います。すみません、長くなりまして。

○金田座長

はい、ありがとうございます。ほかに御質問や御意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○上田

餌やりをやっている人に指導するというのは、それだけでは限界がすぐ来ますので、これはマナーの問題ですけれども、例えば私らの近所でも犬を散歩に連れて行って、相変わらずその辺に糞をまきらして何の始末もしない人がやっぱりいるわけです。その方にとっては、それこそマナーの問題で性善説に立つとか性悪説に立つかですけれども、そんなぐらゐの指導ではきかないのでしたら、例えば京都市では路上喫煙禁止条例というのがありまして、罰金を払わなければならないぐらいになっているのですけれども、こういうことの守れない人については、府か市でやはり禁止条例というものをつくるということに決断してもらねばならないと。こういう場合でしたら、そういう条例に私は大賛成でございます。

○金田座長

ありがとうございます。ほかに何か御意見は。

はい、どうぞ。

○大牟田

この問題は府民会議の最初のほうからもう出ていると思うのですけれども、この鴨川条例の中にも、鴨川などの利用者の責務の中に書いてありますよね。第5条に。それで、もうそろそろ鴨川条例の中に、快適な利用の確保の中に自転車とかバーベキューのほかに餌やりも入れたらどうなのでしょうか。

というのは、私のところは加茂街道より700mぐらい入ったところなのですが、やっぱりカラスがものすごく多いです。夏なんかは4時ごろから啼きますので、睡眠不足になるぐらいなのです。このトビも、勧進橋から七条までずっと餌をまきながら歩いている御夫妻がいつかいらして、そのときに注意しようかなと思ったけれども、あそこは河川敷が狭いので怖くて言えませんでした、そんな人もいますし、それからお正月は家族でたくさん餌をまいている人たちがいますので、もうそろそろ鴨川条例の中に入れたらどう

かと思いますが、いかがでしょうか。

○金田座長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

○菅

菅です。この間、夏に九州のほうの自然の公園ですが、そこへ行ってきたのです。そこでは、禁止条項や禁止行為の立て札とかをできるだけ立てないようにしているということなのです。できるだけ、その公園に来てくれる人が学びながら、あるいは指導員が教えながら、自分で学びながらそういう自然への対応を身につけていくと。禁止条例とか禁止行為の立て札ではなくて、みずから学んでもらうという姿勢のためだということをおられましたけれども、こういうように学びながらというのも、よい参考資料ではないかと思うのです。

よく餌やりの場面を見るのですけれども、大抵ホームレス風の方がやっておられます。多分、寂しさ紛らわしにやっておられる気もします。癒しなのでしょうかね。鳥が近づいてくると、いかにも自分になついてくれるという寂しさ紛らわしというのでしょうか、そういう場面であきませんよというのはものすごく言いにくいのもありますし、下手に言うて殴られへんかという危険を感じたりもします。逆に、せっかくええことしているのに何が悪いというようなことを言われるということがありまして、その辺、せっかくつくっていただいた野鳥への餌やり禁止を促す説明書を、立て札とかではなくて、うまく伝えるということが大事ではないかと思うのですね。

ということは、できたら何かボランティアの形でこういう指導員というのですかね。鳥に限らず、前にラッパを吹いたり音楽をやっている人があるということで、そういったことの禁止というのより、むしろ何か話しかけて、あんまり音が大きくないほうがいいですねとか、そういう形で教えるというのでしょうか、そういう形で指導しながら、教えながらうまくわかってもらうという目的を果たすために、できたらボランティアによる指導員の養成、それによってうまく運用していくということができたらと思います。

例えば、植物園なんかは、それはうまく成功しておられると思うのですけれども、だれでもできるのではなくて、やはり一定の基本的な講習などを受けて、また指導員としての一定の資格みたいなのがあれば非常に物も言いやすいですし、鴨川を保全というのに行政のスタッフだけに任せるのではなくて、できたらそういうボランティアの形でできるよう

なシステムを生かしていけないのかなと思います。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。ほかに御質問等。

はい、どうぞ。

○中田

鳥に対する餌付けとか餌やりということがクローズアップされたのは、私の記憶ではほぼ20年ほど前に、御菌橋近辺でユリカモメに餌付けをして、ユリカモメを呼んでくるということで、もう亡くなりになりましたけれども、有名な方がパンを随分切ってやられてユリカモメが来たということで、今では京都の冬の風物詩になっているわけですが、時代的な検証の中であの餌やりがクローズアップされたということは、やはり間違いだったかもしれない。中村さん、その辺いかがですか。

○金田座長

どなたか何か今の御質問にお答えされる方。はい、どうぞ。

○田中

以前にもお話ししたことがあると思いますが、ユリカモメもペットではなくて、当然遠くシベリアからはるばるやってくるわけですから、鴨川の自然に合ったそれだけの絶対数で来て、人工的な餌ではなくて自然の中の餌だけの世界でやってくるわけですから、もちろん人工的な餌をやれば弊害も出てくる。

以前もちょっとお話ししたと思いますが、これはNHKの自然百景で撮影されたのですが、比叡山山系を越えて琵琶湖へ夜、夕方になれば、すごい高いところに舞い上がって帰っていくわけなのですが、私の友人の平安神宮の人なのですが、時々その原因がわからないけれども落ちてきて死んでいる場合があります。それで、たまたま専門の人に解剖というか内蔵を見たら、パン粉がいっぱい詰まっていたと。

それが原因かどうかわかりませんが、決していい影響は与えていないということはわかっているので、やっぱりそれは、僕は素人ですが、そういう事例から見れば、これはやっぱりやってはならない、自然に合った餌というのが一番本来の姿だと、それが生態系に合ったユリカモメの世界だと、私はそのように思っております。

○金田座長

ありがとうございました。

この中村委員からいただきましたものにもちゃんと説明が書いてありますけれども、要するに自然の食べ物で生きているのが本来の形なのということなのです。そういう点と先ほどもどなたかの御意見か御質問かの中にありましたが、京都府のほうではお寺さんのほうで豆を売っているので、物が言いにくいという種類の話がありましたが、その辺はいかがなのですか。

○田中

僕のところはやってませんで。

○川崎副座長

お寺さんで食べ物をやっているというのは、市街地の通常の都市公園ではいいと思うのですが、鴨川というところは自然が多く集まって、鳥類も非常に多く集まりやすい。水もきれいで自然の反応が敏感なところですよ。また、中村委員が御指摘されたように、今4件ほどしか大きなけがはありませんが、例えば目を失明したりなど今後大きな事故が起こる可能性があります。それから禁止条例の中に載せたからといって、それによって何かのマイナスが起きるといえることは何もなく、菅委員から言われた子供に説明することも重要だと思います。したがって、これは禁止条項の中に入れてもいいのではないかと思います。

○金田座長

ありがとうございます。ほかに御意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○松井

この資料にありますように看板ですけれども、トビが出るというものすごく簡単な文言を書けてますが、それに比べると野鳥の会さんがつくられたのは説得性があるというか、読めばなぜやってはいけないのかということがはっきりとわかりました。ですから、看板についても、野鳥の会さんがつくられているようなこういうベースでつくられたほうがよりわかりやすいと思います。何か危ないよというのを言っても見た人はそんなにはっきりと認識しないのではないかと思います。なぜそれはいけないのかという野鳥の会さんがつくられたのがベースの看板を餌やりが多い場所には立てたほうがいいと思います。何も立てないとそのままになりますので、看板が目障りになるという方もおられるかもしれませ

んけれども、やはり危ないことですし、いけないですし、看板はその箇所箇所に増やしていったほうがいいと思います。

○金田座長

はい、ありがとうございます。

ただいままで幾つかいただいた御意見をちょっと私の記憶だけで申し上げますが、要するに広報活動とか指導というようなことが非常に重要だろうと。だから、ボランティアの指導員みたいなものも含めて考えたほうがいいという御提案もありましたし、それからもう事ここに至っては鴨川条例に明確に鴨川の河川敷のところ、例えば具体的にはまず野鳥への餌やりですが、それはよくない、禁止するというのを明確に盛り込んだほうがいいという御判断、それからそれについては特に生態系のデリケートな鴨川の河川敷についてだから、そういうふうに明確に打ち出すということも問題はないのではないかという御指摘もありました。そういったようなことでございますので、当面この会議での御提案は鴨川の鴨川条例にかかわることでもありますし、鴨川の河川敷にかかわることなのですが、確かに、自分のところで飼っている犬とか小鳥だったら生涯責任をもってずっと飼うというのが基本ですから、これは餌をあげないとだめなわけですが、野鳥の場合は、一時的に生態を変えるような形に結果的になりますので、それを鴨川の河川敷では禁止するという形を打ち出すという方向が今の中では非常に多くいただいた意見だろうと思います。

ただ、広報あるいはその指導もまた重要だということについても御指摘をいただいておりますが、今のような御意見で事務局のほうに少し具体的な案を次までにおつくりいただけませんかでしょうか。河川敷以外のところに急に我々の意見を広げるということもできませんから。しかしながら、そういった状態、危険性も既にかなり高まっている部分もありますし、生態系を崩しているという部分もありますので、そのところについて少し原案をおつくりいただけたらと思います。

それから、今、野鳥のことに話が集中しておりますが、前にもアライグマとかヌートリアとか鶺鴒もおりますが、外来生物とか、鶺鴒は外来とも言えないのですが、どこかから飛んで来たには違いないのですけれども、そういったものも問題として認識はしていただいていると思うのですけれども、何か御意見がございましたらこの機会に。

はい、どうぞ。

○西村

今まで出てきました皆さんの御意見というのは、それぞれ参考にすることばかりなのですが、野鳥の生態系の問題と野鳥を愛するという要素があると思うのです。いわば人間の欲望かと思いますが、カラスとか野バトとか、あるいはまたトビとかといったものは非常にけしからんと、かわいい小鳥は愛しましょうと、こういうふうになりがちですし、それは私も自然を好んでおりますが、そういった意味合いで生態系というのは果たして本当にどういうことになっているのかということを一度専門家の御意見もお聞かせいただきたいと思います。ですから、基本的にはやはり人間サイドで考えた場合の自然系ということになるのかなと、こういうような気がします。

それからもう一つは、今座長もおっしゃいました広報関係ということなのですが、やや敷衍的なことを申し上げますと、まさに鴨川をきれいにしましょうというのが私どもの基本的な命題だと思うのです。そういった中で、例えばユリカモメが出てまいりましたけれども、どこかで見た記憶がありますが、ユリカモメはシベリアから琵琶湖へ来て、それから鴨川へ来て冬の風物詩ということで皆さんに、あるいは我々に愛されているわけですが、ユリカモメは魚をとって食事にするということは一般化しているようではけれども、鴨川の生ごみを食するというのがユリカモメの本当の目的だというようなことも聞いたりします。その辺はたしかではないのですけれども、そういった意味合いで、いずれにしましても鴨川の本流にごみを流さない、あるいはまた支流も含めて、京都府市民がそういった面で鴨川をきれいにすることが基本命題ではないかなと。そういった中で、ユリカモメが昨今は少なくなっているようによく言われますが、それもある意味では仕方がないのではないかなと、こんなふうに思います。

○金田座長

ありがとうございました。私、ちょっと言い忘れていまして、今のお話で思い出しましたが、ごみ箱の話についても先ほどから十分御指摘をいただいておりますので、ごみが結果的に同じような効果になってしまうというおそれもあるわけですので、ごみ箱あるいはごみの取り扱いにかかわることも含めて、野鳥のことについてどういうふうにとっていったらいいのかというようなことを事務局のほうでもう少し御検討いただいて、次の機会にまた改めて考えたいというふうに思います。

私も経験上、昔は調査に出かけて行って、今は遊びに出かけているというのが実態ですが、オーストラリアへよく行くのですけれども、以前はオーストラリアでシーガルという

ユリカモメに近いやつがたくさんいて、みんな平気で餌をやっていたのですが、今はほとんど禁止されていますね。初めから海岸べりの家などとかレストランなどにそういう掲示がありますし、やろうとしたりすると、ぱっと誰かが注意に来るといふのがありますので、実際に禁止せざるを得なくなっているのだろうといふふうには思います。そのあたりにつきまして、もう少しどういふふうにかえたらいいのかといふことを積極的な形でちょっと案をつくっていただいて、改めて御意見を承りたいといふふうには思います。

(3) 鴨川四季の日～秋～の取組について

○金田座長 それから、もう一つのほうの意見交換の3番でございますが、そこへ移らせていただきたいと思ひます。「鴨川四季の日～秋～の取組について」といふことですが、説明をお願いいたします。

○高野（京都府建設交通部河川課）

それでは、鴨川四季の日～秋～の取組につきまして、資料6に基づいて御説明を申し上げます。

ことしの鴨川四季の日～秋～ですけれども、期間は10月16日の日曜日から10月30日の日曜日までといふふうにはしたいと考えております。

内容は、この期間内に予定されております「鴨川合同クリーンハイク」と「鴨川探検！再発見！」をホームページ、それから府庁内の掲示板で広報したいといふふうには考えております。

また、春の桜のように、秋は鴨川の紅葉についてもホームページで紹介したいといふふうには考えております。

なお、鴨川を美しくする会様から府民会議あてに、10月16日に行われます合同クリーンハイクの御案内がありまして、資料は後ろのほうにつけてございますので、ごらん願ひたいと思ひます。

なお、このクリーンハイクにつきましては、毎年鴨川府民会議としても参加をいたしてございまして、御参加いただける方は事務局へお申し出いただきますか、あるいは資料の中に参加申込書がついてございますので、それをファクスしていただくようお願いを申し上げます。

説明は以上です。

○金田座長

はい。何か御質問はございませんでしょうか。あるいは、御意見はございませんでしょうか。

10月16日に具体的にクリーンハイクというのが催されるわけです。私も参加したいのですが、既に16日の予定が、お約束が入ってしまっていて身動きがとれないのです。残念ながらそういう状態ですけれども、鴨川府民会議の皆様にも御参加をいただけたら大変ありがたいと思います。

何か御質問はありますか。御意見ございませんでしょうか。

そういたしますと、これで本日の準備されている議題につきましてはこれまでですが、そのほか事務局のほうから何かありませんか。

お願いします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

そうしましたら、事務局から1点ございまして、今回の第2期の公募メンバー方々につきましましては今年度が最後、2年目ということになってございまして、次回御説明させていただくのですが、次回は3期メンバーの公募募集について議題にさせていただければというふうに考えているところございまして、あわせまして前公募メンバーの方にもお願いして2回に分けて少し御意見を発表していただいたのでございまして、今回の第2期の公募メンバーにつきましても次回、第16回及び17回の2回の中で5名ずつ、お1人七、八分で今まで2年間にわたりまして御参加いただいて、いろいろお話を、御意見交換をさせていただきましたようなものも踏まえまして、少し意見の御発表を考えてございまして。詳しくは事務局からまたそれぞれの公募委員の方には御連絡をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをできればと思っております。

○金田座長

前回のメンバーの方々には、何回かに分けてお話をいただいたのですが、会議は、年度内に16回、17回と予定されていますか。

○田井中（京都府建設交通部理事）

はい、あと2回。

○金田座長

あと2回予定されているわけですね。その16回と17回の2回に分けて、今のお話ですと1人七、八分ですか、そのくらいの時間で思いつかれたこと、お考えのことをちょっと御

発言いただければと思います。事務局で整理をして資料を整えたりしていただいておりますけれども、そして皆様方に御意見を承っておりますけれども、ここで取り上げた議題につきましても御意見をいただいているといたしましても、それ以外にお考えのこともいろいろあるかと思っておりますので、そういうことをちょっとお話しただけなら、あるいはまたそのときすぐ議題にすることはできるかどうかわかりませんが、またそれが次の議題に結びついていくというふうにも思います。

したがいまして、既に検討していることを離れましても結構でございますので、お考えのところ、特に皆様には快適で安全な鴨川をつくっていくにはどうするかという観点から日ごろもいろいろ御意見をいただいているわけですが、さらに取り上げていないテーマにつきましても御意見をいただけたらというのが趣旨でございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

はい、どうぞ。

○西村（京都府河川課）

すみません、ちょっと補足で。

先ほど御説明させていただいたとおり、16回、17回で公募の方々にも御意見をいただきたいということで時間を設けたいと思うのですが、それ以外の有識者の方でも結構でございますので、皆さんあてに意見発表の内容、時間、事前に資料がある場合は、こういうふうに出していただきたいというような簡単な、要領ということはないのですが、やり方につきまして御通知させていただきますので、次回までに御用意いただくということでよろしくお願ひいたします。

○金田座長

わかりました。それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。

それと、先ほどお願ひいたしました野鳥の餌やり、あるいは野鳥の餌やりに結果的に近くなるようなごみ箱の問題とか、いかに生態系を崩さず、かつ安全で快適な空間を確保するかということにつきまして、本日御検討いただいた鴨川ギャラリーとして御提案いただいたものもありますので、事務局の仕事は多くなりますが、できればその2つについて訂正案と新しい案をちょっと御検討いただけたらというふうには思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

ほかに、この機会に何か御発言は。どうぞ。

○田中

すみません、最後に。この条例の中に、例えば今の問題を条例化するとき、これは進化していく条例だということで、やはり必要なものは補っていかなければならないと思っておりますので、今の餌やり禁止の条例は必要ではないかと僕は思っております。そのためには、ちょっと今、条例文が頭の中になかったのですが、決議機関といいますか、それは府民会議の多数決か何か、どんな手続を。

○金田座長

いえいえ。条例はあくまで条例ですので、それは議会で。ここから御提案をするということにはなると思いますが。

○田中

それからもう一点だけ。

生態系の問題は、以前から問題になっておりますが、オオサンショウウオのハイブリッドの件なのですが、これは今どのような定義になっているか、ちょっとだけ報告を教えてください。

○金田座長

はい、お願いします。

○西村（京都府河川課）

前回だったと思うのですが、オオサンショウウオの調査、いよいよ開始されるということで、簡単なペーパーを1枚お配りしたような形でございますが、京都市のほうから聞いておりますのが、いよいよ調査が始まりましたということで、現地のほうで捕獲等をされているというふうに聞いております。最終的には京都府の文化財保護課と言いまして、オオサンショウウオは天然記念物でございますので、天然記念物の保護という観点で京都市が協力させていただいて、ハイブリッドのオオサンショウウオにつきましては、最終的に駆除するというような形になろうかと思うのですが、在来種につきましては保護していかなくてはならないという観点で、相談して進めていくということをお願いいたします。

また、その結果につきまして、その都府民会議のほうに情報提供いただけるということで聞いておりますので、今回はちょっとございませんでしたが、次回以降、情報がありましたら御提示をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。ほかにこの機会に何か御発言。

はい、どうぞ。

○新川

先ほどお話しすればよかったのですが、廃棄物処理場の問題で、確かに許可行為ですので、これまでも届け出があつてという話だったのですが、少し気にかかっておりますのは、ごらんいただければおわかりのとおり、多くの処分場がかなり丈の高い目隠しをしておられる状況にあります。目視だけでは必ずしも形状改変等々確認できないというケースも多いのではないかとこのふうに心配をしております。無用な心配であればいいのですが、このあたり、もう少し事務局にも知恵を絞っていただいて、それぞれの処分地の適正な管理がされているかどうかということについて、確認する方法というのをお考えいただきたいというふうに思っております。

もちろん、立ち入り調査をすればいいわけですが、むやみにやるわけにはいきませんので、このあたりは工夫を少ししていただければというふうに思っております。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。大変重要な点の御意見をいただいております。事務局のほうでよろしく願いいたします。

例えば、それこそグーグルで山の中を余り見たことはないのですが、グーグルの航空写真なんかを見ると、相当はっきりと施設が見えるはずですので、そういう確認も割合簡単にできるのではないのでしょうか。ちょっと実際に見てから言っているわけではないので、それも含めて御確認をいただけたらと思っております。

ほかによろしいでしょうか。ちょっとまだ時間的にゆとりはございますが、前回から味をしめまして時間を守ることをこの歳になって初めて快感のように思っておりますので、本日たまたまこの議題が終了いたしましたので、これにて府民会議を終わりというふうにさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○田井中（京都府建設交通部理事）

金田先生、どうもありがとうございました。これをもちまして本日の予定は終了いたし

でございます。

次回の御日程でございますけれども、第16回につきましては11月ごろを予定させていただければと思っております。先ほど申しましたように、第3次の公募メンバーの募集について議題として御議論していただきまして、12月から1カ月程度募集期間を経て次のメンバーをいろいろ選定する作業も進めてまいりたいと思いますので、11月ごろを予定してございます。事務局で調整の上、また改めて御連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。